

おきなわ 自治の風

第67号
2022年7月
発行
おきなわ住民自治研究所
〒900-0022 那覇市樋川2-6-7
樋川第1ビル 305
TEL 098-855-2515
Fax 098-853-6545
Email okijitiken@gmail.com



玉城デニー知事の埋め立て変更不承認を踏みにじり、工事を強行する国・防衛施設庁へ抗議するカヌー隊、

「復帰50年—沖縄の課題と展望」

2. 県民が声を上げれば政治を動かすことができる
県知事選挙での玉城デニー知事の勝利を

7. 新全体主義と平和・人権・地方自治の破壊③

13. 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える
第22回 占領下の日本と「民主化」

17. 辺野古通信

18. 「復帰50年」に寄せて—
・僕にとっての沖縄 ・沖縄について思うこと
・与儀喜一郎さんを悼む

県民が声を上げれば政治は動かすことができる

県知事選挙での玉城デニー知事の勝利を

沖縄県議会議員 渡久地 修

はじめに

沖縄の課題と展望を考えるうえで、まず、沖縄戦とその後27年間の米軍による異民族支配下の沖縄が置かれてきた状況について正しく認識すること。そして、現在の沖縄が、復帰に託した県民の願いに対してもうなつてきることの現状を分析すること。そうすることで、これから沖縄の進むべき方向はどこにあるのかを明らかにすることだと思います。

言われる、想像を絶する極限状態を経験し、県民4人に1人、20万人余りによる異民族支配下の沖縄が置かれました。

沖縄を占領した米軍は、住民を収容所に閉じ込んでいる最中に勝手に土地を奪い米軍基地の建設を進め、県民が収容所から帰つてみると土地は米軍に奪われていました。1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約によって沖縄は日本から切り離され、戦後27年間も、米軍の施政権下、植民地状態に置かれることになりました。

去る太平洋戦争末期、日本の敗戦が濃厚になっていく状況下で、沖縄戦は本土防衛・國体護持のための時間稼ぎの『捨て石作戦』として遂行され、沖縄は国内で唯一、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦の場とな

と日本復帰をめざして島ぐるみのたたかいを開いてきました。

屋良「建議書」の重み

復帰に託した沖縄県民の願いは何だったのか。日本復帰時の琉球政府・屋良朝苗主席が政府に提出した「復帰措置に関する建議書」には、「ア

メリカは戦後二六年もの長い間沖縄に施政権行使してきました。その間にアメリカは沖縄に極東の自由諸島の防衛という美名の下に、排他的

かつ恣意的に膨大な基地を建設していました。基地の中に沖縄があるという表現が実感であります。百万の県民は小さい島で、基地や核兵器や毒ガス兵器に囲まれて生活してきました。それのみでなく、異民族による軍事優先政策の下で、政治的諸権利がいちじるしく制限され、基本的人権すら侵害されてきたことは枚挙にいとまありません。県民が復帰を願つた心情には、結局は国の平和憲法の下で基本的人権の保障を願望していましたから外なりません。経済面や財産は奪われてきました。

1972年5月15日に沖縄は日本に復帰しましたが、沖縄県民が望んでいた「平和憲法の下で基本的人権が保障される」という復帰は果たして実現したのでしょうか。

国土面積のわずか0・6%の沖縄に今なお全国の米軍専用施設の70・3%が押し付けられています。復帰時点の米軍基地が58・75%だったことをみれば復帰後も逆に沖縄への米軍基地の押し付けが進められたことになります。米軍基地の本島面積に占める比率は14・5%，嘉手納基地に至っては町面積の82%を占め、普天間基地は街のど真ん中に位置して

土の約六割であります。その他、ござまの被害公害や、とり返しのつかない多くの悲劇等を経験している県民は、復帰に当つては、やはり従来通りの基地の島としてではなく、基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります」と記されています。

通りの基地の島としてではなく、基本的には、復帰に当つては、やはり従来

通りの基地の島としてではなく、基本的には、復帰に当つては、やはり従来

います。

米軍基地あるが故の事件・事故、犯罪はあとを絶たず県民の命と人権は占領時代のように踏みにじられ続けているのです。

米海兵隊員3人による女子小学生への暴行事件、20歳になつたばかりの女性が元海兵隊員に暴行され殺される事件、M V-22オスプレイの墜落、C H-53 Eの不時着炎上事故、

保育園への米軍ヘリ部品落下、普天間第二小学校の運動場へのC H-53 Eの窓の落下事故などが相次いでいます。民間地域での危険な吊り下げ訓練、夜間の住宅上空の超低空飛行などが増加し、嘉手納基地、普天間基地周辺では、所属機の訓練だけでなく外来機の飛来による爆音の増加、夜間の離着陸も増加しています。P FASによる環境汚染など、県民や子どもたちの命と健康が脅かされ続けています。

県民生活も苦しい状況が続いています。これまで5次に渡る沖縄振興計画が実施され、約13兆円もの沖縄振興予算が投下されましたが、沖縄県民一人あたりの所得は239万1千円で全国平均の7割で全国最

下位となっています。沖縄県の最低賃金も、全国平均930円、東京都1041円に対し、沖縄県は820円と国の政策によって格差がます。

と続いています。子どもの貧困率は全国の約2倍の状況になっています。これからの沖縄の進むべき方向

日本共産党県議団は、沖縄振興の在り方として、特に次のことを提起し続けてきました。

第一は、沖縄に投下された振興予算が本土に還流する仕組みを改め、県内を循環し、県内企業、家計に蓄積され、県民所得向上につながる仕組みに改めること。

去年の議会で国発注公共工事と県発注公共工事の実態について明らかにしましたが、2020年度の公共工事の発注状況を見てみると、沖縄県土木部と農林水産部発注の公共工事、592億400万円のうち、本土企業が36億9700万円（6・2%）、県内企業が555億700万円（93・7%）となっています。

その一方で、沖縄総合事務局発注の公共工事、403億5900万円のうち、本土企業発注が152億5700万円（37・8%）、県内企業251億200万円（62・2%）。沖縄防衛局発注の公共工事、472億9600万円のうち、本土企業が217億8000万円（46・1%）、県内企業が2555億1600万円（53・9%）となつており、いまだに、本土大手ゼネコンなどに還流しているのが実態です。

振興予算の本土還流をくいとめ県内を循環する仕組みに改めること、観光産業、第一次産業をはじめ沖縄の特性を生かした産業の発展、地場産業、地元企業を育成していくこと、公共工事も生活密着型公共工事の推進、地元企業への分離分割発注を貫くことが大事になっています。

第2に、復帰直後は、振興計画は、ダムや港湾、道路、公共施設の建設などに重点が置かれてきましたが、米軍占領によって大きく立ち遅れてきた、福祉・教育・医療にもっと力を入れることが大事になっています。

第3に、米軍基地は沖縄経済発展の阻害要因です。米軍基地を撤去させることで、沖縄は発展するということとなり、全島ほとんど焦土と化し、

うち、本土企業発注が152億5700万円（37・8%）、県内企業251億200万円（62・2%）。沖縄防衛局発注の公共工事、472億9600万円のうち、本土企業が217億8000万円（46・1%）、県内企業が2555億1600万円（53・9%）となつており、いまだに、本土大手ゼネコンなどに還流が返還されたら、直接経済効果は現在の120億円から3866億円へと32倍、雇用誘発数は1074人から3万4093人へと32倍になります。県の試算で明らかになっています。

政府は、翁長雄志県政、玉城デニー県政が辺野古新基地建設に反対しているからと、沖縄振興一括交付金を削減するなど、辺野古新基地建設等の米軍基地問題と沖縄振興予算をリンクさせ、露骨な削減などの圧力をかけていますが到底許されるものではありません。そもそも沖縄振興について、1972年の復帰と同時に施行された沖縄振興開発特別措置法の趣旨説明の中で、政府は、「沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとい犠牲者を

出したばかりか、戦後引き続き26年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄100万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてしまりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきである」と述べています。基地を引き受けば予算を増やす、基地に反対すれば予算を減らすなどという、圧力を跳ね返し、沖縄振興の原点に立ちかえり、政府の責任を明確にさせることが必要です。

県民が声を上げれば政治は動かす

ことができる

(1) 辺野古埋め立て変更不承認

戦後77年、復帰後50年間にわたつて、米軍基地問題などで苦しめられて、米軍基地問題などで苦しめられて、2014年翁長雄志県知事が誕生し、2018年に翁長雄志知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が誕生しました。この

翁長・玉城デニー県政のもとで沖縄の政治は大きく動き出しました。時）は、政府に屈服し辺野古埋立てを承認しました。この承認が誤りで

018年7月に承認撤回を表明しました。翁長知事は撤回表明後の8月8日に急逝しましたが、翁長雄志知事の遺志にもとづいて、8月31日、沖縄県は埋立て承認申請を撤回しました。2020年4月21日、沖縄防衛局は、辺野古大浦湾側の埋立て設計変更承認申請を沖縄県に提出しました。

したが、玉城デニー知事は、大浦湾側の海底90m底の軟弱地盤改良の調査などが不十分だとして2021年11月25日に辺野古埋立て設計変更承認申請を不承認としました。

(2) 訪米行動の展開

沖縄の現状を米国政府や議会などに直接、正確に伝えること、米国の情報を正確に収集する目的で、翁長知事は2015年、米国ワシントンDCに沖縄事務所を設置しました。ワシントン事務所駐在は、米国政府や連邦議会及び調査機関（シンクタ

ンク）や有識者等との個別面談、シの政治は大きく動き出しました。

ンポジウム等への参加など情報発信、たな米軍基地の建設に反対し、普天間代替施設の沖縄県外への移転を要

求している。2019年2月に沖縄県は普天間の移設に関して拘束力の投票を実施し、投票者の約72%が新基地建設に反対票を投じた。

翁長雄志県知事が5回、玉城デニー

知事が2回、直接の訪米行動を開催して訪米行動を行っています。

これらの活動もあり、2020年6月23日には、米国議会下院・2021年度国防権限法案即応力小委員会が、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する」と決議を採択。2020年11月には、4月21日には、米政府監査院・GAO

戦略国際研究所・CSISSが、「この計画は、完成の時期が再び2030年に延期され、工費も高騰したことでの困難に直面している。それが完成すれば、総省及び日本政府の関係者によれば、この計画は地元の反対に直面しており、同時に環境分析からもの複雑なことはおそらくいかのように思われる」と指摘。2021年4月6日には、米国議会調査局・CRSSが、「ほとんどの県民は、政治的、環境

的、生活の質等様々な理由により新情報収集を継続して実施してきました。2021年度は、1072名と面談等を行っています。翁長雄志県議団も、5回にわたって訪米行動を行つてきました。翁長雄志知事は、2020年4月21日、沖縄防衛局は、辺野古大浦湾側の埋立て設計変更承認申請を沖縄県に提出しました。これが、米国議会下院・2021年度国防権限法案即応力小委員会が、「軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する」との報告書を提出。2021年4月21日には、米政府監査院・GAO

が、「これらの取り組みはしばしば著しい遅れに直面している。米国防

(3) 地位協定の抜本的改定への取組み

間地域での激しい爆音を轟かせて低空飛行、夜間飛行などを繰り返し続けていますが、日本政府は一向にやめさせようとはしていません。米軍いなりの従属的な日米地位協定があるからです。翁長県政、玉城アニア県政のもと、沖縄県は米国と地位協定を結んでいる他国の調査に着手しこれまでに、日本と同じ敗戦国であるドイツ、イタリアをはじめ、イギリス、ベルギー、オーストラリア、フィリピンなどを調査してきました。その結果、日本以外の国は、原則その国の国内法を適用していること、訓練を行う場合などは、その国の同意を得ないとできない協定になつていること等を明らかにしました。

全安心を脅かし、基地所在自治体に

(4) くらし、福祉、教育の前進

覇みらい特別支援学校が開校し、2028年度には中部地区のうるま市に新たな支援学校を建設するとしています。低所得者のバス・モノレー

「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、

も大きく前進してきました。

ル通学費への補助なども行っています。会員登録の公的施設への整備

国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である」と指摘し、「日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などを求めまし

翁長県政の下で初の「沖縄県子どもの貧困実態調査」が行われ、全国の約2倍の子どもの貧困率の実態を明らかにしてきました。翁長県政は30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を創設し子どもの貧困解消に全力を挙げ、玉城デニー知事は、さらに60億円を新たに積み増しして対策を強化しています。

支援、ひとり親学童クラブ補助で6年間でのべ9700名の負担を軽減
民間学童クラブへの家賃補助、母子健康包括支援センターの拡大、「沖縄県子どもの権利尊重条例」の制定、「沖縄県性の多様性宣言」とLGBTQ・にじいろ相談窓口の開設などを進めてきました。

フィリピンなどを調査してきました。その結果、日本以外の国は、原則その国の国内法を適用していること、訓練を行う場合は、その国の同意を得ないとできない協定になつていること等を明らかにしました。

き掛けによつて実現したものです。翁長知事は、「日米地位協定が憲法の上にあり、日米合同委員会が国会の上にある」と議会でその不条理を喝破しましたが、異常な対米従属を改めさせることが必要です。

代に就学前まで拡大され、玉城アニー、県政になつて、2022年4月から一気に中学校卒業まで拡大され、同時に窓口無料化も実現しました。少人数学級も、小学校1年から3年生が30人学級、4年生から6年生が35人学級へ

里城焼失、新型コロナウイルス、軽石被害など、大きな災害級の課題に直面してきましたが、玉城デニー知事は、県庁職員、県民と力を合わせて打開の先頭に立っています。観光客も2019年には1千万人を突破するなど沖縄経済も順調に伸びてきま

全国知事会は、2018年7月21日、日米地位協定を抜本的に見直すなどの「米軍基地に関する提言」を全会一致で採択し政府に提出しました。「米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安

このように沖縄県民の粘り強いたかいと翁長県知事、玉城デニー知事を先頭とした訪米行動などで米国の中でも、日本の中でも変化が出てきていることに、大いに確信を持つてほしいと思います。

と拡充されました。就学援助金も2011年の2万6891人（18・31%）から、2020年には3万5261人（24・1%）と8367人、受給者を大幅に増やしてきました。2022年4月には、那覇市に那

ましたか 新型コロナで大きな打撃を受けています。「沖縄観光基金」の創設をはじめ、観光関連産業の支援など、打撃を受けた観光産業はじめ県経済の回復のために全力をあげています。

軍事費を検討するさいの出発は
もちろん憲法第9条です。

◆日本国憲法第9条

【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】

- ① 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

参考 財政法<財政運営の原則>

第4条【赤字公債禁止と公債法定主義】

- ① 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。
- ② 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。
- ③ 第1項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ。

◆財政法定主義と赤字公債の禁止

◆建設公債の範囲（公共施設の種類、借入額、返済期間等）は、毎会計年度の国会の議決を必要とする。

憲法の規定を政策的に具体化するためにつくられる法規定のうちで、特に憲法に規定する原則を制度的原則として展開する基本的な法律を「憲法の付属法」とがありますが、「財政法」はその一つです。

連載講座 憲法と地方自治 特別企画

新全体主義と平和・人権 ・地方自治

③あらためて軍事費大増額を検討する

池上洋通（いけがみひろみち）

（おきなわ住民自治研究所理事）

はじめに

参院選を前にして「大軍拡」の声が広がっています。そこで、前回に続き、「軍事費」の課題を取り上げます。その方法は、あらためて、基本的な資料を掲げて、主権者国民としての読者のみなさんに、検討する際の判断材料を提供することです。

9条改憲論議を前にして

そこで当然のこととして、まず憲法第9条を掲げました。

参院選後に「改憲論議」が一挙に広がることは必至のことと見て良いで

次に、軍事費検討の前提的な知識としての「財政運営の原則」です。この連載講座では、先に、憲法第七章における「財政」の諸規定を学習した際に、財政の現実的運営について記しました。その時の最も基本となつた法の条項を、今回あらためて「参考」として掲げることにしました。

◆各年度の国の支出は、その年度における税金などの収入を財源にしました。その時の最も基本となつた法の条項を、今回あらためて「参考」として掲げることにしました。

◆ただし、（道路、建物等）の敷設や建造などのように、国民の生活に不可欠な公共的施設の建設に当たっては、一定期間の借入金（建設公債）でまかなう計画を立てることができる。

軍事コラム

◎商品としての武器の特質

◆再生産の性能はゼロ

一切の再生産性を持たない。破壊と殺傷のみが武器の持つ性能である。

◆いつも世界一をめざす

絶えず性能を高め「世界最高」を目指し、理化学・工学的に高水準を求める。
→研究・製造過程が秘匿され、学問、情報の自由への侵害が起こる。

◆継続的な生産が必要、だけれども

戦時に備えて、武器生産は継続的でなければならぬ。しかし、戦争が無ければ、膨大な在庫武器が蓄積される。
→在庫一掃のための戦争が、定期的に必要になる。

◆買い手は国家だから

買い手が「国家」であり、購入財源は国民の税・負担である。

義の原則」と言いますが、財政法第4条は「建設公債」について、その原則をきちんと定めているのです。
そしてもう一つ、第4条は「赤字公債の禁止」を定めています。
「赤字公債」とは、公的機関による「建設的な性格を持たない事業のための借入金」と言うべきものであり、日本近代におけるその典型がいわゆる「戦時公債」でした。

この講座でも、明治憲法下における戦争時（明治・日露戦争期と昭和期一の中戦争・太平洋戦争時など）に、無謀と言うべき軍事予算の拡大に充てるために膨大な額の「戦時公債」を実行したことを紹介しました。
「軍拡財政」を計画できない国家財政法第4条は、その痛苦の経験を繰り返さないための規定だったのです。しかし、資料1で見るよう、現在すでに世界一と言ふべき膨大な「赤字公債」を抱え込んでいます。
日本は「軍事拡大のための財政的条件や展望を全く持てない国家」です。しかし米国政府も日本の政府・軍事企業も「軍拡」を強く求めています。

資料1 先進各国の国債残高と対GDP【国内総生産】比の比較 (%)

国別	2005	2010	2015	2020
日本	176.5	207.9	231.6	237.6
	534兆円	504	540	535
イタリア	101.9	112.5	131.4	133.7
米国	65.4	95.4	104.7	108.0
フランス	67.4	85.3	98.0	99.2
カナダ	70.5	79.4	90.1	85.0
英國	39.8	75.2	87.9	84.5
ドイツ	67.4	82.3	72.0	55.7

IMF【国際通貨基金】2019報告書 2020年は推計値

〈資料の読み方〉

- ◆各国の数字は、[各年度の国債残高÷当年のGDP 国内総生産額] の式で計算したものである。
日本の資料でいうと、2020年GDP535兆円に対して、約2.37倍の赤字公債を抱えていることになる。
- ◆日本以外の国については、GDPの額の明示はないが、同様の方法で計算した数字を掲載した。
- ◆この資料から、先進各国において、日本の国債残高がいかに深刻なものであるかが理解できる。

日米軍事同盟という名の 従属的軍拡体制の下で

そこで資料2に進みます。

この資料は、米軍占領下の一九五〇年、朝鮮戦争開始を契機として警察予備隊を発足させてから以降の軍事費の動向を、一〇一〇年まで五年間隔で追つたものです。

一九五五～一〇一〇～三九倍余

まず一九五五年から一〇一〇年までの六五年間の軍事費動向を見ると、実に三九倍余に拡大したことが分かります。この間、一九六〇年には「安保改定」があり、一九七二年に「沖縄復帰」が実現したのですが、米軍への従属的体制が転換したわけではなく、「思いやり予算」など経済的負担はむしろ拡大しました。

一九七五～一〇一〇年～四倍化

そして一九七五～一〇一〇年の

四年間にわたり、日本の軍事費が四倍化しました。平和憲法の下で、何のためにこうした軍事拡大が必要だったのでしょうか？

資料2 防衛関係費の推移（当初予算）

年 度	防衛関係費		軍拡指数 ※2		備 考	
	金 額	対総生産 GNP・GDP	55年 基準	75年 基準		
		億円				
1950・昭25	1310	—	—	—	1950—警察予備隊創設	
1955・昭30	1349	1.785	100.0	—	1951—日米安保条約調印 [旧安保条約]	
1960・昭35	1569	1.231	116.3	—	1954—防衛庁・自衛隊創設	
1965・昭40	3014	1.070	223.4	—	1958—防衛力整備計画 [第一次防]	
1970・昭45	5695	0.786	422.2	—	1960—安保条約改定	
1975・昭50	1兆3273	0.837	983.9	100.0	1962—第二次防 1967—第三次防	
1980・昭55	2兆2302	0.900	1653.2	168.0	1972—沖縄本土復帰、第四次防	
1985・昭60	3兆1371	0.997	2325.5	236.4	1975—防衛費1%枠設定	
1990・平2	4兆1593	0.997	3083.2	313.4	1976—76防衛計画大綱	
1995・平7	4兆7236	0.959	3501.6	355.9	1987—防衛費1%枠廃止	
2000・平12	4兆9358	0.989	3658.9	371.9	1995—沖縄・米兵少女暴行事件	
2005・平17	4兆8564	0.949	3600.0	365.9	2005—05防衛計画大綱	
2010・平22	4兆7903	1.008	3491.0	360.9	「在日米軍再編計画」共同文書	
2015・平27	4兆9801	0.986	3691.7	375.2	2011—11防衛計画大綱	
2020・令2	5兆3133	0.932	3938.7	400.3	2015—「安保法制」の強行採決	

出典：参議院常任委員会調査室『立法と調査』2017年12月

「戦後における防衛関係費の推移」沓脱和人（外交防衛委員会調査室）

※1 防衛関係費欄の「対総生産%」の基数は、1950～1995がGNP（国民総生産）を用い、2000年度以降はGDP（国内総生産）を用いている。

※2 軍拡指標欄は、1960年と1975年の防衛費額を基準に、各年度の防衛関係費について、池上が概算したものである。

資料3 世界各国の軍事費<2020実績> 世界銀行資料（金額・百万米ドル）対世界%は引用者

順位	国名	軍事費 金額	対世 界%	順位	国名	軍事費 金額	対世 界%
1	米国	7782億32	40.3	26	コロンビア	92億16	0.5
2	中国	2523億04	13.1	27	タイ	73億40	0.4
3	インド	728億87	3.8	28	ノルウェー	71億13	0.4
4	ロシア	617億13	3.2	29	イラク	70億16	0.4
5	イギリス	592億38	3.1	30	クウェート	69億41	0.4
6	サウジアラビア	575億19	3.0	31	オマーン	67億30	0.3
7	ドイツ	527億65	2.7	32	スウェーデン	64億54	0.3
8	フランス	527億47	2.7	33	メキシコ	61億16	0.3
9	日本	491億49	2.5	34	ウクライナ	59億24	0.3
10	韓国	457億35	2.4	35	ルーマニア	57億27	0.3
11	イタリア	289億21	1.5	36	スイス	57億02	0.3
12	オーストラリア	275億36	1.4	37	ベトナム	55億00	0.3
13	カナダ	227億55	1.2	38	ベルギー	54億61	0.3
14	イスラエル	217億04	1.1	39	ギリシャ	53億01	0.3
15	ブラジル	197億36	1.0	40	デンマーク	49億53	0.3
16	トルコ	177億25	0.9	41	モロッコ	48億31	0.3
17	スペイン	174億32	0.9	42	ポルトガル	46億39	0.2
18	イラン	158億25	0.8	43	チリ	46億01	0.2
19	ポーランド	130億27	0.7	44	バングラデシュ	45億58	0.2
20	オランダ	125億78	0.7	45	エジプト	45億05	0.2
21	台湾	121億55	0.6	46	フィンランド	40億88	0.2
22	シンガポール	108億56	0.6	47	マレーシア	38億08	0.2
23	パキスタン	103億76	0.5	48	フィリピン	37億33	0.2
24	アルジェリア	97億08	0.5	49	オーストリア	36億02	0.2
25	インドネシア	93億96	0.5	50	チェコ	32億52	0.2
世界計 [155カ国]						1兆9288億52百万米ドル	100.0

<参考資料>50位までのランク段階別軍事費小計 [百万米ドル] %は引用者の概算

世界計 [155カ国]	1兆9288億52	100.0 %
1~10位小計	1兆4822億89	76.8
1~20位小計	1兆6795億28	87.1
1~30位小計	1兆7696億45	91.7
1~50位小計	1兆8691億30	96.9

資料4 世界の軍事企業兵器等売上高ランキング・上位25社<2019実績>

(ストックホルム国際平和研究所・SIPRI/2020)

順位	企業名	国籍	兵器等売上高(億ドル)
1	ロッキード・マーティン	米国	532.3
2	ボーイング	米国	335.8
3	ノースロップ・グラマン	米国	292.2
4	レイセイオン	米国	253.2
5	ゼネラル・ダイナミクス	米国	245.0
6	中国航空工業集団(AVIC)	中国	224.7
7	BAEシステムズ	イギリス	222.4
8	中国電子科技集団公司(CETC)	中国	150.9
9	中国北工業集団公司(NORINCO)	中国	145.4
10	L3ハリス・テクノロジーズ	米国	139.2
11	ユナイテッド・テクノロジーズ	米国	131.0
12	レオナルド	イタリア	111.1
13	エアバス	E U	110.5
14	タレス	フランス	94.7
15	アルマズ・アンティ	ロシア	94.2
16	ハンティントン・インガルス・インダストRIES	米国	77.4
17	ダッソー・アヴィエイション・グループ	フランス	57.6
18	ハネウェル・インターナショナル	米国	53.3
18	レイドス	米国	53.3
20	ブーズ・アレン・ハミルトン	米国	51.4
21	ジェネラル・エレクトリック	米国	47.6
22	エッジ	UAE※	47.5
23	ロールス・ロイス	イギリス	47.1
24	中国南方工業集団公司(CSGC)	中国	46.1
25	ユナイテッド・シップビルディング	ロシア	45.0

国別企業数→米国12社、中国4社、イギリス2社、フランス2社、ロシア2社、その他3社

※UAE [アラブ首長国連邦] のエッジが初めて25社ランク入りした。

◆上記25社の総売上高は、世界全体の兵器等売上高の61%を占めるもと報告されている。

この上位25社のランキングに入る企業が、世界的に見た軍事産業の「一流」として理解されることが多い。

◆日本の企業では、三菱重工業などが過去にランク入りした経験がある。

すでに「軍事大国日本」

資料4は、世界一五五カ国の軍事費資料から上位五〇カ国を抜き出したものです。日本は堂々の第九位。軍拡論者のなかに軍事費の倍化を叫ぶ者がいますが、例えば日本の二倍以上の人団のインドネシアの軍事費は、日本の五分の一以下です。

じつは兵器産業の市場拡大路線

私は、現在の軍拡路線は、兵器・軍事産業の市場拡大計画の一部であると考えています。資料4で見るとおり、世界の軍事産業のトップ二五社のうち米国が一二社、しかもダントンの売上高です。これをさらに持続するには無条件でアメリカ製の武器を買う日本の軍拡が重要なのです。

国内の軍事大企業にも力を

そして国内の兵器産業です。資料5は、二〇二〇年度に防衛省が発注した兵器・装備関係の調達実績ですが、契約総額の六割強を二〇社が獲得しています。「ここにも冷静な視点が必要です。(つづく)

資料5 防衛費による中央調達の実績【上位20社】<2020年度>

順位	契約相手方企業	契約金額(億円)	調達品の例
1	三菱重工業	3102	護衛艦(3千t)、哨戒ヘリ、ほか
2	川崎重工業	2150	潜水艦、哨戒機、輸送ヘリ、ほか
3	富士通	847	宇宙状況監視システム借り上げ、ほか
4	三菱電機	797	中距離地対空誘導弾(改善型)、ほか
5	日本電気	674	音響処理装置、ほか
6	東芝インフラシステムズ	504	基地防空用地対空誘導弾、ほか
7	GEアビエーション…	440	戦闘機推進システム
8	IHI	354	戦闘機搭載エンジン、ほか
9	日立製作所	227	対機雷戦用ソーナーシステム、ほか
10	小松製作所	218	JM1榴弾・信管無し、ほか
11	伊藤忠アビエーション	185	高性能機関砲性能向上器材、ほか
12	ダイキン工業	161	00式120mm戦車砲用演習弾、ほか
13	沖電気	157	ソーナー装置(ZQQ-8B)、ほか
14	日本製鋼所	149	62口径5インチ砲、ほか
15	GS・ユアサテクノロジー	136	潜水艦用主蓄電池、ほか
16	中川物産	111	軽油2号(艦船用)、ほか
17	日立国際電気	110	無線装置及び送信機
18	ジャパンマリンユニテッド	101	掃海艇(207)
19	いすゞ自動車	97	トラック、燃料タンク車
20	伊藤忠エネクス	90	軽油2号(艦船用)、重油I種1号
小計※ 1兆0610(61.97%)			
防衛省、防衛装備庁 2020年度における中央調達の実績は、5846件、1兆7121億円。			
※小計 上記20社の契約金額の合算額。各金額は端数を切り捨てるので、小計は概算。			

沖縄の歴史—「自治」を軸に書く

第22回

占領下の日本と「民主化」

来間泰男(沖縄国際大学名誉教授)

日本と沖縄の支配の構図 戦争が終わって、日本（本土）と沖縄は、アメリカ軍の占領支配下に置かれることになった。しかし、同じ占領でも、日本と沖縄は、異なる体制の下に置かれることになる。また、日本は「間接統治」で、日本政府を残存させて、いろいろな政策はこの政府を通じて、この政府に命令あるいは示唆することによって、実行された。これに対して、沖縄は「直接統治」

で、戦災によつて既存の行政機関はなくなつていだし、のちにそれを作らせて、直接的に権力を行使した。しかも、沖縄統治は期間が長かつた。日本は七年、沖縄は二七年である。日本を統治したのが連合国の最高司令部（GHQ）である。そのトップの最高司令官（SCAAP）であるマッカーサー元帥は、同時にアメリカ太平洋陸軍（のち極東軍）の司令官を兼任していた。連合国最高司令部には「極東委員会」がワシントンに置かれ、アメリカ、イギリス、中華民国、ソ連など、一一か国（のち一三か国）で構成されていたし、その「対日理事会」が東京に置かれていたが、ほとんどの機能せず（マッカーサーが機能させず）、アメリカは実質的には単独占領支配をおこなつた。

一方沖縄は、この「極東委員会」の系統とは異なつていた。「アメリカ大統領（極東委員会ではないことに注意）→統合参謀本部→極東軍司令官→琉球列島軍政府→沖縄民政府」というラインで命令が下達された（竹前栄治『GHQ』一九八三年）。

1952 東京・ワシントン・沖縄
(一〇四年)は、「沖縄の占領は、本土とは異なる、〈交戦中の占領〉、
約付属書第三款)に基づいて始まる」と述べている。
アメリカ議会（下院）のプライスを代表とする沖縄土地問題の調査報告書である「プライス勧告」（一九五六年六月）も「米国軍政府と民政府」の項で、次のように述べていた。
「米国の琉球列島統治権は、当初は陸戦法規に基いていたが、一九五二年四月二八日以降は、日本の平和条約「サンフランシスコ講和条約」が批准されたので、同地域「沖縄」における米国の権限は、同条約第三条によって設定された」。

この陸戦法規は、戦後初期の沖縄では「ヘーベル戦法規」と呼ばれていたが、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」のことである。一八九九年に、オランダのハーグで開かれた第一回万国平和会議で採択され、今日に至っている。

なお、アメリカ軍は初めのうちは、沖縄で使用した民間の土地に対しても、軍用地料を支払う義務はないとしていたが、その後、米軍政府の名で、沖縄における米軍政府の名、最高責任者の名は何度も変わった。

いたが、その根拠として持ち出してきたのが「ヘーベル戦法規」だった。木賀太郎内閣（四五年四月成立）が総辞職し、昭和天皇の要請を受けて、内閣は東久邇宮稔彦（皇族・陸軍大將）に引き継がれた。一方アメリカにおいては、勝利の日、八月一日に、トルーマン大統領が、マッカーサーを連合国最高司令官に任命した。彼はその時フィリピンのマニラにいたが、愛機バターン号に乗り、沖縄の伊江島飛行場を経由して、八月三〇日午後二時過ぎ、厚木飛行場（神奈川県）に着いた。そして九月二日に、東京湾にいたアメリカの戦艦ミズーリ号の艦上で「降伏文書調印式」に臨んだ。日本側を代表したのは、政府代表の重光葵外相と、大本営代表の梅津美治郎参謀総長であった。九月四日、戦後初の「帝国議会」が開催され、東久邇宮首相が施政方針演説を行つた。

九月八日に東京に移つた。その前から、アメリカ軍は日本各地に「進駐」していく（当時の日本では、アメリカ軍のことを「進駐軍」といつていた。私の小学校時代の熊本でも

そうだった）。それは四六都道府県のすべてに及び、一万人を超える所は、北海道、青森、埼玉、東京、神奈川、愛知、岐阜、大阪、兵庫、広島、愛媛、福岡、長崎である。その数は、年末までに約四三万人となつていた（現在の沖縄在のアメリカ兵は二万五千人ほど）。その際、旧日本軍の基地のほとんどを引き継ぐとともに、会社やホテルなどのビルの多くを「有無をいわさず」調達・接收した（GHQは皇居前的第一生命ビルに置かれた）。「占領」とは、そういうものなのである。

反抗や混亂はなかった

日本の降伏はぎりぎりまで期待できる状況ではなかつたので、アメリカは本土上陸作戦も構想していた。それはボツダム宣言受諾の発表で必要がなくなつた。それで、アメリカ軍の進駐は、抵抗を受けることなく進められたのである。それでも、日本軍／日本人の中に、徹底抗戦派がいて、ゲリラ的に反撃することがないか、気を配っていた。それが杞憂（取り越し苦労）に終わったことは、アメリカ軍にとっては幸いであった。

この点については、佐々木隆爾

『占領・復興期の日米関係』（二〇〇八年）が、次のように述べている。

「降伏文書の調印がなされた一九四

五（昭和二十）年九月二日の午後、連合国軍最高司令官の指示を受け、天皇は「敵対行為を直ちに止め……」帝国政府及大本營の発する一般命令を誠実に履行せよと命じた詔書を発し、これを承けて東久邇宮稔彦内閣は日本陸海軍に対し一般命令第一号を発表した。これにより停戦・降伏・武装解除が実施に移され、ポツダム宣言の柱の一つがきわめて効率的に具体化された。また、戦時中に機能していた統治機構（大政翼賛会から町内会・部落会・隣組にいたる）が維持され、世界各地の敗戦国が経験したような社会秩序の混乱や革命運動が起こるのをおさえる役割を果たした」。また、福永文夫『日本占領史』（前出）も「外地軍説得のため、朝香宮、篠田宮、閑院宮の三皇族もまた、それぞれ中国、朝鮮、南方に向けてあわただしく散つた」ことを指摘している。つまり、天皇の存在が、皮肉にも、平穏な占領を可能にしたのである。

ソ連の占領参加問題

なお、日本

の占領支配体制にソ連を加えるかが問題になつた。それは、日本占領について、アメリカの負担を軽減する

ために要請された面があつた。しか

し、マッカーサー元帥は自らの最高

司令官としての地位が脅かされるよ

五（昭和二十）年九月二日の午後、

連合国軍最高司令官の指示を受け、

天皇は「敵対行為を直ちに止め……」

帝国政府及大本營の発する一般命令

を誠実に履行せよと命じた詔書を

発し、これを承けて東久邇宮稔彦内閣は日本陸海軍に対し一般命令第一号を発表した。これにより停戦・

降伏・武装解除が実施に移され、ポ

ツダム宣言の柱の一つがきわめて効

率的に具体化された。また、戦時中

に機能していた統治機構（大政翼賛

会から町内会・部落会・隣組にいた

る）が維持され、世界各地の敗戦国

が経験したような社会秩序の混乱や

革命運動が起こるのをおさえる役割

を果たした」。また、福永文夫『日

本占領史』（前出）も「外地軍説得

のため、朝香宮、篠田宮、閑院宮の

三皇族もまた、それぞれ中国、朝鮮、

南方に向けてあわただしく散つた」

ことなどを指摘している。つまり、天皇

の存在が、皮肉にも、平穏な占領を

可能にしたのである。

ソ連の占領参加問題

なお、日本

の占領支配体制にソ連を加えるかが

問題になつた。それは、日本占領

について、アメリカの負担を軽減する

ために要請された面があつた。しか

し、マッカーサー元帥は自らの最高

司令官としての地位が脅かされるよ

うな事態は認めないという態度をとつたのである。

アメリカは何をしたか アメリカ

は、より具体的にはGHQが、占領

に積極的であつたが、結局は参加を

取りやめた。また、ソ連軍による

「鉄路から留萌を結ぶ線」以北の北

海道北半部の占領という、スターリ

ン首相の要求は、トルーマン大統領によつて拒否された。

アメリカの対日占領政策

アメリカの対日占領政策を検討するアメリカ政府の機関は「国務省・陸軍省・海軍省三省調整委員会」とい、S

W N C C と略称され、そこで決定さ

れた政策はナンバーを添えて命名さ

れた。S W N C C 一五〇は、「初期

の対日方針」（降伏後における米国

の初期の対日方針）であるが、改正

されるたびに一五〇／二、一五〇／

三とされ、最終的に一五〇／四とし

て、九月二二日に公表された。そこ

では、日本占領の目的は「日本が再び米国または世界の平和と安全の脅威とならないためのできるだけ大きい保証を与える、又、日本が終局的に

は国際社会に責任あり且つ平和的

な一員として参加することを日本に

許すような諸条件を育成する」こと

とされている。

しかし、本国の示す方針はその基

本を示すだけで、実際にはマッカーサー率いるGHQが具体化していつ

たのである。

アメリカは何をしたか アメリカ

が、より具体的にはGHQが、占領

中に日本に対してなした諸政策につ

いて、竹前栄治（前出）は次のよう

に述べている。

「日本が「大東亜共栄圏」とか

「八紘一宇」の美名の下に、アジア

諸国を侵略したために、連合国との

歴史的事実にかんがみ、連合国は、

日本がふたたびこのような過ちを犯

さないために、日本を占領して、日

本が平和愛好国となり、国連憲章を

尊重する国となるまで徹底的な非軍

事化と民主化を行なう」。「八紘一

は全世界、「一宇」は一つ屋根

（「字」は屋根）の下、のこと。そ

の盟主に日本がなろうということである。

具体的には次のとおり。第一に

「非軍事化」である。「戦犯の処罰、

軍隊の武装解除、軍需工業の破壊な

ど」がそれに該当する。第二に「政

治改革」である。それには、「特高

」「特別高等警察」解体、弾圧立法の

廃止、公職追放、民主的諸組織の助

長」があり、さらには「憲法改正を

頂点とする天皇制の改革（主権在民）、

国会・内閣の権限の強化、警察・教

育・行政の地方分権化、人権保障の

「強化など」にも取り組んだ。第三に「経済民主化」、すなわち「財閥解体、農地改革、労働改革、経済パージなど」である。これにより「日本家長の支配権を絶対とするやり方」を排除し、生産性の向上に大きな役割を果した。第四に、「日本人の思想改造」すなわち、「軍国主義的・超国家主義的・封建主義的イデオロギーから、民主主義的なモノの考え方へと切り換えるよう指導した」、それは「政教分離、教育改革、マスコミ改革を通じて」行われた。

竹前はいう。「民主主義は上から押しつけても成功するものではない。にもかかわらず、戦時中の暗い過去を知る若い青年層や一般の国民には、民主主義は新鮮なものとして歓迎された。これに反して、旧権力を担つた指導者たちや、軍国主義・超国家主義的宣伝に手を貸した知識層は、精神的葛藤と苦渋に満ちた抵抗と思想の転換を余儀なくされた」。

アメリカの占領支配は、軍事力を背景に、強権的に行なわれた。しかし、「成功した」のである。人びとの多くは、戦時日本から解放されないこと、「与えられた」ものであつたが、民主主義を歓迎したのである。もつ

とも、なかなかそのようにはいかない人びと、戦時日本を引き回してきた人びともあった。かれらのなかにも「思想の転換」をとげていった人びともあつたが、二一世紀の現在でもそれを果せず、「復古」をめざしている人びとが少なくない。

「このようにG H Qは、日本の民主化のために制度的改革にとどまらず、その物的基礎、精神的風土にまで切り込んで改革のメスを入れた。これはまさに、（占領管理）といふ国際政治におけるユニークな実験ともいえた」。

竹前のこの議論には続ぎがある。それは留保しておいて末尾で紹介す

ていた政治犯の釈放、労働運動や社会主義運動を弾圧した特高の廢止、約四千人の警察関係者の罷免などである。東久邇宮内閣は、この指令にショックを受けて、翌五日に総辞職した。

「反証」、「六週間の夏期休暇」を挿んで再開され、「被告の個人弁護」、検察側の「反驳立証」、「弁護側再反証」、「検察側最終論告」、「弁護側最終弁論」があり、審理は終了した。「東京裁判の判決公判は、一九四八年一月四日に開かれ、判決文は一週間かけて朗読されて、一一月一二日、刑の宣告が行われた」。

「判決文の翻訳作業」を経て、判決が出た。統首刑は東条ら七人、終身禁固一六人、禁固二〇年一人、禁固七年一人であつた。

以上、赤沢史朗『東京裁判』（一九八九年）による。なお、「禁固」とは、「刑務所に拘置するだけで、所定の作業には服させない刑」のこと（広辞苑）。

押しつけても成功するものではないにもかかわらず、戦時中の暗い過去を知る若い青年層や一般の国民には民主主義は新鮮なものとして歓迎された。これに反して、旧権力を担つた指導者たちや軍国主義・超国家主義的宣伝に手を貸した知識層は、精神的葛藤^{かくとう}と苦渋に満ちた抵抗と思想の転換を余儀なくされた」。

竹前のこの議論には続きがある。それは留保において末尾で紹介す

参政権の付与、労働者の権利の承認

禁固一六人、禁固二〇年一人、禁固七年一人であつた。

れた。これに反して、旧権力を担つた指導者たちや軍国主義・超国家主義的宣伝に手を貸した知識層は、精神的葛藤と苦渋に満ちた抵抗と思想の転換を余儀なくされた」。

つかについて、少し振り返つておこう。

自由主義的な学校教育、経済制度の民主化、などを求められたのである。また、憲法改正の検討も要請された。

以上、赤沢史朗『東京裁判』（一

人權指令 日本における連合軍の支配は「間接統治」を原則としてはいたが、時に逸脱することもあつた。四五五年一〇月四日の「人權指令」（民權自由に関する指令）もその一つである。これは、思想・信教・言論などに関する差別・制限の全廃を指示したものであつた。具体的には治安維持法などの弾圧法規の廢止、天皇制・戦争への批判や社会主義・民主主義への信奉を理由に投獄され

五年九月一一日、占領軍は東条英機ら四三人を戦犯（戦争犯罪人）容疑

九八九年)による。なお、「禁固」とは、「刑務所に拘置するだけで、所定の作業には服させない刑」のこと(広辞苑)。

これを裁いた「極東国際軍事裁判」は、うち二八人を「A級戦争犯罪容疑者」として「被告」とした。裁判は、翌年五月三日開廷から、検察官による冒頭陳述と「立証」、弁護側の

令」である。これは日本政府が、前年一二月一七日に衆議院選挙法を改正し、それによつて解散・総選挙を実行しようとしていたことに對し、G H Qはこれを延期させて、そのうえでこの追放令を出したのである。

選挙法改正そのものは、婦人参政権の付与、選挙権・被選挙権の年齢の引き下げ（一〇歳と二十五歳へ）などを含んだものであつたが、G H Qは、このままでは「旧勢力」の多くが再

選されるゝ懸念したのである。

公職追放の対象者の範囲は、戦争犯、軍人、職業軍人、極端なる国家主義団体・暴力主義団体、または秘密結社・愛国団体の有力分子、大政翼賛会・翼賛政治会および大日本政治会の活動における有力分子、日本の膨張に関係する金融機関ならびに開発機関の役員、占領地の行政長官、その他軍國主義者および極端な国家主義者、である。これを「第一次公職追放」という。四六年一月の「第二次」では、範囲を地方政界、一般経済界マスコミにまで拡大した。つごう二〇万人を超える人びとがページされたのである。

私の父は、大政翼賛会の地方幹部であつたから、このページを受けた（と聞いている）。

憲法改正案の作成

大日本帝国憲法の改正、（新）日本国憲法の制定は、すべての改革の基礎に位置するものとして、最も重要なことはいうまでもない。竹前栄治の別の著作『占領と戦後改革』（一九八八年）から、その意義を整理してみよう。

まず改正の経過である。「最初、マツカーサー元帥から内大臣御用掛近衛文麿公爵に示唆があり、近衛によつて憲法改正準備がすすめられた。追つて幣原内閣のもとで松本丞治国務相を長とする憲法問題調査委員会が

設けられ、改正作業にとりかかつた。しかし、アメリカ国内やG H Q内には戦前における近衛の役割に疑問をもつるものもあり、近衛はまもなく戦犯に指名され、自殺したので、憲法改正の近衛の線は消えた。／松本委員会で作成された憲法改正案は、国体護持をふくむ、あまりにも保守的な性格のものであつたため、G H Qはみずから草案を作成することを決意し、一九四六年二月初旬から一週間、昼夜をわかつたず作業をすすめ、二月一二日、ついに成案をえた。この案は翌一三日、日本側にしめされた。／G H Q草案は日本の民間憲法研究会案「鎌木^鎌安藤^{安藤}ら」などを参考にしつつ、アメリカやヨーロッパ諸国の憲法原理「一九二八年にパリで調印された『戦争放棄に関する条約』など」を盛りこんだ画期的なものであつた。形式としては明治憲法の改正という手続きをとつて、日本側が成文化した」。「」内は、前掲佐々木隆爾により、私が加えた。

の条項を盛りこんだ憲法第九条を設けたことである」。「第三は、基本的人権の保障を強化したことである」。それには「思想・信教・集会・学問などの自由権、男女平等権、生存権・教育権、労働基本権」などが含まれている。うち生存権は第二五条の「すべて国民は人たるに値する生活を営む権利をもつ」という規定で、「二〇世紀憲法の基本的構想に裏打ちされていた」。「第四は、戦前の中央集権的政治体制をあらためて、地方分権的政治体制にするために〈地方自治〉という章（第八章）を憲法に盛りこんだことである」。

になることのないよう、軍隊の復活＝再軍備を否定した。軍需工場を廃棄し、「平和産業」に転換させた。憲法九条を「押し付けた」。天皇制を廢止し、天皇が主権者であることを否定した。また、「華族」という名の特權階級を廢止し、国民が等しく対等であることを基礎づけた。

アメリカは、日本社会の非民主主義的なあり方を批判し、その改造に着手した。県・市町村などを、国の出先機関の状態から、独立性のある「地方自治体」に昇進させた。家父長制という家族のあり方をやめさせた。女性の参政権を認めるように導き、その地位向上を図った。教育を軍事に従属させるあり方をやめさせた。金持しか高等教育を受けられない状況を打破し、教育の民主化を進めた。

辺野古通信

沖縄県民間教育研究所

長堂登志子

これまで過剰警備がなされなければならぬのか。式典は二重の警備で緩衝地帯を置き、一般参加者を遠ざけたと後から聞いたが、沖縄県民が外に追いやられるのは本末転倒ではないのか。沖縄県民を「首相を狙う暴徒」と位置づけての過剰警備なのか。岸田首相は挨拶で「戦後、我が国は、一貫して、平和国家としてその歩みを進め、世界の平和と繁栄のため力を尽くす」と言い、「戦争の惨禍を二度と繰り返さない」この決然たて車を走らせると駐車場どころか、来た道に戻されてしまった。仕方なく家路についたが、どうなつているのか訳がわからぬ。仕方がないので式典が終わつた頃にもう一度公園に行くと、ズラッと警察の蒲鉾車が駐車場を埋め尽くしていた。沢山の若い警察官が式場の警備の後片付けをしていた。福岡、北九州、下関、香川などの県外からも動員されていた。6月20日から23日まで辺野古の工事が止まつたが、沖縄県警を総動員しても警備が足りないほどの事態が起きるのか。国の首相が来るところ

の前で当たり前に行われている。県民の抗議の声を国家権力を使って力で黙らせることが平和国家のあり方なのか。

カヌー隊は本部（もとぶ）の山を削つて、赤土をドカドカと辺野古の海に落としている映像を克明に記録している。辺野古の海には5000種以上の絶滅危惧種の生物が生きている。何千年前から周りの生き物を優しく育て憩いの場所を与えており、私たちの大変な酸素を作り出している。その美しい珊瑚たちが、移植したという名目で削り取られ、粉々にされ、猛毒の接着剤で貼り付けられている。それも種類の違うものを適当に組み合わせて貼り付けるという、ざさん極まるやり方なので、殆どの珊瑚が助からない。海の破壊だけでなく最近は、辺野古第二ゲートから大浦湾へ行くまでの道の周りのシュワブの森が無惨に切り倒され赤土の山に変貌している。大雨の日々の中、赤土が海を真っ赤に汚していく。いつの間にか防衛局は海だけではなくシュワブの豊かな森も削り取つまさに過剰警備は辺野古に行くと目

沖縄で見える過剰警備の實異 慰靈の日、平和祈念公園に早朝8時過ぎに着いた。警備の誘導に従つて車を走らせると駐車場どころか、自覚もないのだろうか。

カヌー隊の千葉さんは、海保（海上保安庁）の2艘の強力なゴムボートに直撃されてムチウチ症になり、首も回らなくなつた。過剰な警備のあり方に裁判闘争を行つてゐる。

「県民の民意」を無視した工事の強行に抗議している県民に対して国は国家権力を駆使して排除してくる。

どん破壊が広がつてゐる。その上自公政権は県外からの埋め立て土砂を大幅に県内からの調達に変更し、沖縄戦の激戦地だった本島南部の土地から目標の7割を採掘する計画を立てた。遺骨収集をして遺族に返す取り組みをしてゐるガマフヤーの具志堅さんは何度もハンガーストライキをして、国や県に訴えてきた。南部の戦跡地はおびただしい戦死者の骨が埋まつてゐる所であり、その骨を、基地を造るために埋めるのは戦死者を「二度殺すことだ」という具志堅さんの訴えに多くの県民は賛同している。県も業者が開発を始める前に遺骨の有無を確認させる措置命令を出した。しかし業者は不服として総務省の公害等調整委員会（公調委）に命令を取り消す裁定を求めた。今回和解案を県が合意したとあるが大きな問題を残している。国が県民を意図的に分断して自衛隊の基地を含めて軍備拡大を沖縄に押し付けているのも過剰警備（抑止力）の名のもとに行われる。私たち市民を守るために過剰警備ではないことを深く考えたい。

沖縄が日本に返還された1972年、僕は東京の大学に入学した。高校時代、ベトナム反戦運動が広がるなか、地元・北九州の小倉にあつた山田弾薬庫（旧日本陸軍弾薬庫から敗戦後1972年まで米軍弾薬庫）から深夜、大型トレーラーで僕の住む門司港田の浦の海岸まで、ベトナムに米軍が投下するナバーム弾が密かに運ばれ船に積み込まれているこ

●復帰50周年企画
～本土からの便り～
僕にとっての沖縄
中間 真一（東京都渋谷区在住）

テレビは連日のように沖縄の嘉手納米軍基地から飛び立つ巨大な米軍の爆撃機を映し出していた。米軍車両の起きた交通事故に端を発したコザ騒動は植民地化された沖縄の人々の怒りの爆発であった。72年、沖縄が返還されても嘉手納基地からはベトナムに向けて爆撃機が飛び続けた。だから僕にとって沖縄はアジア太平洋戦争よりベトナム戦争と分かれ難くなっている。僕の育った街の海岸からベトナムの人々を殺すための爆弾が撒き出され、沖縄の米軍基地

から爆弾を搭載した爆撃機が飛び立つていった。

僕が生まれた1952年に締結されたサンフランシスコ講和条約の第3条において日本は米国による沖縄の「復帰」50年に意味があるとすれば、近代以降他国への繰り返された侵略を含むこの国の歴史を偽りなくとらえ、日本国憲法の理念

とが発覚する。僕は高校のクラスにチラシをまいり反戦グループを組織したり、時折デモなどに参加するようになつた。

テレビは連日のように沖縄の実態は変わらないのではないか。米空軍は沖縄の空を自由に飛び、緊急時にはどこにでも着陸する。駐留米兵は基地の外で犯罪を犯しても罪に問われない。

直近では5月8日、米兵運転車両が基地の外で男性を轢き殺したが、犯人の米兵は米軍憲兵によって米国領土である基地内に「保護」された。一部は返還されたものの、沖縄には今なお広大な米国領としての米軍基地が存在する。沖縄の空を飛び回る米軍機、地上を疾駆する米軍車両、沖縄の人々はそうした日常を生きている。

琉球処分以来かたちを変え連続と続く沖縄に対する抑圧。僕などが容易に感じ取ることができるはずもない。沖縄の「復帰」50年に意味があるとすれば、近代以降他国への繰り返された侵略を含むこの国の歴史を偽りなくとらえ、日本国憲法の理念

私が、沖縄のことを思うようになつたのは高校生の時の人権をテーマにした課外学習がきっかけでした。

私の中学・高校生の時代は「未開放部落」と言われる一部の地域に居住している人やその地域の出身者に対する偏見や差別がまかり通る時代でした。

そのため、本来差別的意味のない「部落」という言葉もタブー視され

●復帰50周年企画
～本土からの便り～
沖縄について思うこと
橋本 達（兵庫県神戸市在住）

るようになり、今日でも使われる」と
ではないように思います。そのよう
ななかで「沖縄」もテーマになりま
した。

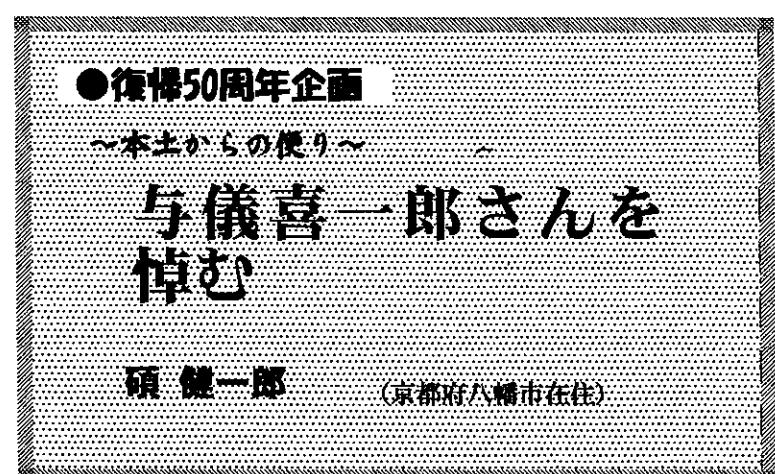
なにしろ五十数年も前のことであ
り、その内容はよく覚えていないの
ですが。当時はまだ米軍統治下であつ
たので、沖縄は大変なんだなあと感
じたのがきっかけだと思います。
しかし、1972年の復帰後は、
特別に強く勉強することもなく、な
んとなくよかつたなあと思つていま
した。

しかし、その後も米軍の問題や日
本政府の対応など数々の問題があつ
たことが、その都度ニュースになる
などまだまだ課題が多くあるように
感じており、今年の記念すべき年を
素直に喜べないのは、私だけなので
しょうか。

私は、沖縄県は日本の一部であり
米軍占領が終われば日本復帰は何の
疑問もなく当然のことと思つていま
した。しかし以前ラジオの番組の
なかで元県知事の太田昌秀さんが
「日本復帰前に激しい議論があり沖

縄独立も議論になつた。今日のよう
な政府の対応では、独立論が再度出
てくるのでは」と言われたのは衝撃
でした。

しかし、明治以前は「琉球王国」
という別の国であったことを思えば、
日本の一県は当然と考えられていま
すが、沖縄の人々にとって一番いい
のは何かということを、今一度考え
ていいのではないかと思います。



つづいて2回、計3回与儀さんにガ
イドをお願いし、移住をきめ、アペー
トさがしから公私ともお世話になり
ました。

病気で帰京せざるを得なくなりま
したが、沖縄在住の2年間、沖縄本
島での参院選、知事選のほか、名護
市長選、南城市議選など7つの選挙
に計64日間、現地に足を運んで闘い
ました。与儀さんはこうした心を私
に伝えつづけてくださいました。与
儀さんの活動に学び、沖縄の闘いに、
また地元京都の闘いにと思うこのご
ろです。

与儀さんとの出会いは、沖縄が教
科書問題で県民ぐるみの闘いに発展
した直後でした。中間4人で沖縄訪
問を計画し、ガイドを沖縄平和委員
会にお願いしたのがはじまりでした。

与儀さんに合掌

お知らせ

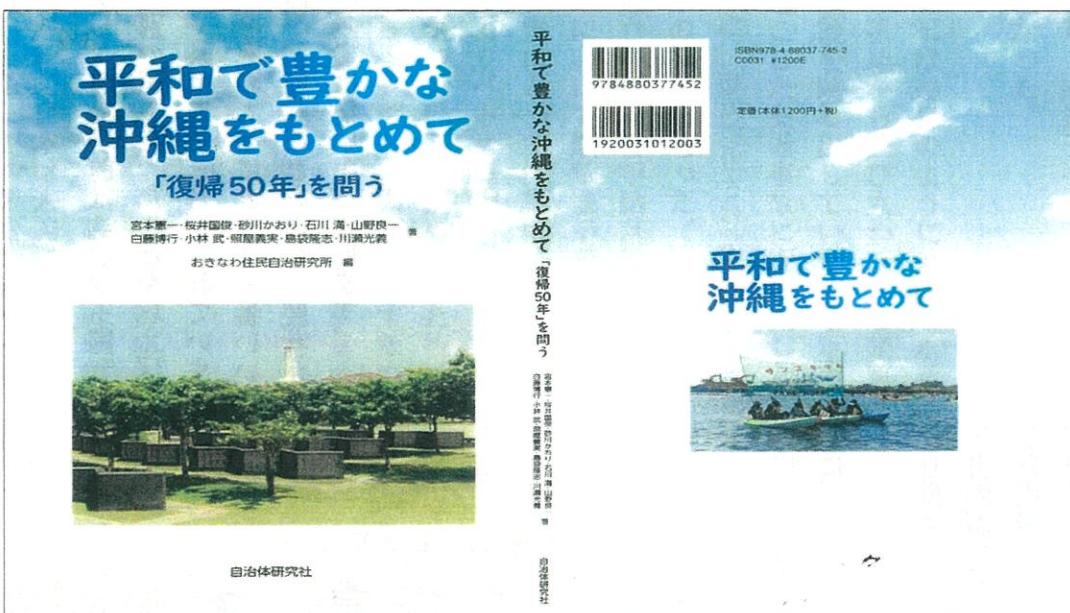
おきなわ住民自治研究所 編

「復帰50年」を問うブックレットを緊急発刊！

今年2022年は、沖縄が「本土復帰」して50年の節目にあたります。

沖縄県民が「祖国復帰」に込めた願いは「基地のない平和で豊かな沖縄」の実現でした。

しかし、戦後77年・復帰から半世紀を経てなお、辺野古の新基地建設や先島諸島への自衛隊基地建設が強行され、日米安保の「要石」としての沖縄の軍事要塞化が急速に進められています。いま、沖縄の歴史と未来がかかった重大な分岐点に立っているといえるでしょう。こうした分岐点において本書が目指したのは、①復帰50年の沖縄の現状、②今後の沖縄県政に求められていること、③次の50年で沖縄が目指すべき方向性、これらを示すことでした。（本書「あとがき」より）



目次より

- 1 復帰50年の沖縄の歴史・現状と課題……………宮本憲一
- 2 軍事基地強化と環境問題……………桜井国俊
- 3 沖縄県における安全な飲み水を目指して……………砂川かおり
- 4 沖縄における社会保障の拡充—現状と課題……………石川満
- 5 なぜ沖縄に子どもたちの貧困は居座り続けたか—子どもの権利と保育の観点から……………山野良一
- 6 憲法・地方自治法は、国の理不尽な自治権侵害を許さない！……………白藤博行
- 7 沖縄復帰50年と平和憲法……………小林武
- 8 沖縄県経済の復帰後からのあゆみと今後の発展可能性についての考察……………照屋義実
- 9 戦後沖縄の経済、雇用・労働……………島袋隆志
10. 基地押しつけ・地方自治破壊の財政措置に抗して……………川瀬光義

お問い合わせ・申込み用

おきなわ住民自治研究所

TEL:098-855-2515 FAX:098-853-6545

自治体研究社所

TEL:03-3235-5941/FAX:03-3235-5933